

官報

号外 昭和三十五年五月二十日

第三十四回 衆議院會議録 第三十三号

昭和三十五年五月二十日(金曜日)

午前零時五分 本会議

○本日の会議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

午前零時六分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。(拍手)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議案上程の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、及び、内閣提出、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、右三件を一括して議題といたします。

律案、右三件を一括して議題とし、委員長(清瀬一郎君)の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、右三件を一括して議題といたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和三十五年五月五日
内閣総理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和二十六年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に代わるものとして、昭和三十一年一月十九日にワシントンで日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に署名し、同時に、同条約第六條の実施につき、昭和二十六年九月八日に吉田内閣総理大臣とアチソン合衆国國務長官との間に行なわれた交換公文等につき及び昭和二十九年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定につきそれぞれ公文の交換を行なつた。よって、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの

国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展

に貢献する。締約国は、その国際経済政策における違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に關して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならぬ。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に脅かし、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定（改正を含む）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づき締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に對しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に對しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証憑として、下名の全權委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハー

ター

ダグラス・マックアトサー

二世

J・グレイム・パースンズ

交換公文

（条約第六條の実施に關する交換公文）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六條の実施に關する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の裝備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五條の規定に基いて行なわれるものを除く）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六條の実施に關する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の

裝備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五條の規定に基いて行なわれるものを除く）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハー

ター

日本國總理大臣 岸信介閣下

（吉田・アチソン交換公文等に關する交換公文）

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆國國務長官デイーン・アチソンとの間に行

裝備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五條の規定に基いて行なわれるものを除く）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハー

ター

日本國總理大臣 岸信介閣下

（吉田・アチソン交換公文等に關する交換公文）

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆國國務長官デイーン・アチソンとの間に行

なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。次のことが、本國政府の了解であります。

1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。

2 前記の協定第五條にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本國政府の了解が貴國政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いであります。本長官は、以上を申し進めるに際

し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハー
ター

日本國總理大臣 岸信介閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。

本長官は、千九百五十年九月八日にサン・フランシスコで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆國國務長官ディーン・アチソンとの間に行なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。次のことが、本國政府の了解であります。

1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。

2 前記の協定第五條にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基づいて

アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本國政府の了解が貴國政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、前記のことが日本國政府の了解でもあることを本國政府に代わつて確認する光榮を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆國國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

(相互防衛援助協定に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名されたアメリカ合

衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。千九百五十四年三月八日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互防衛援助協定において千九百五十年九月八日にサン・フランシスコで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約第三條に基いて行政協定に言及しているときは、相互協力及び安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に該当する規定があれば、これに言及して

いるものとみなすことがアメリカ合衆國政府の了解であります。本長官は、閣下が、前記のことが日本國政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いであります。本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆國國務長官

クリスチャン・A・ハー

ター

日本國總理大臣 岸信介閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。千九百五十四年三月八日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互防衛援助協定において千九百五十年九月八日にサン・フランシスコで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約第三條に基いて行政協定に言及しているときは、相互協力及び安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に該当する規定があれば、これに言及して

いるものとみなすことがアメリカ合衆國政府の了解であります。本長官は、閣下が、前記のことが日本國政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いであります。本大臣は、前記のことが日本國政府の了解でもあることを本國政府に代わつて確認する光榮を有します。

本長官は、閣下が、前記のことが日本國政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、前記のことが日本國政府の了解でもあることを本國政府に代わつて確認する光榮を有します。

昭和三十五年五月二十日 衆議院會議録第三十三号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めの件外二件

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めの件

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月五日

内閣總理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

政府は、昭和二十七年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定に代わるものとして、昭和三十五年一月十九日にワシントンで日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一条

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍

に属する人員で現に服役中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四條に掲げる者を除く）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二十一才未満の子
(2) 父、母及び二十一才以上の子
で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六條の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五條に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ。「施設及び区域」とは、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。
2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるとき

は、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間に限つて使用すべき施設及び区域に關しては、合同委員会は、当該施設及び区域に關する協定中の適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護

及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2

合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に關するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を關係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥當な考慮を払つて行なわなければならない。

第四条

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに當つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、

又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられて改定又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務を負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第五条

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に入出入することが出来る。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両(機甲車両を含む)並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並

びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、應當する料率で水先料を支払わなければならない。

第六条

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集團安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。
- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されて

いる条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八条

- 日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。
- (a) 地上及び海上からの気象観測(気象観測船からの観測を含む)。
 - (b) 気象資料(気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む)。
 - (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務。
 - (d) 地震観測の資料(地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む)。

第九条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。

- (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
- (b) その個人又は集團が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集團的旅行の命令書

- 4 合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのよふな入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相當の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第十条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中

に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。

- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、備品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、備品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、備品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、備品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、備品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、備品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。

- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
(a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初

初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回り品

- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわれないものとする。
(a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
(b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
(c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国

の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に對して日本国内で処分してはならない。

- 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができ。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に關する法令に違反する行為に關連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき物品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に關して制限を受けないで契約することができ。そのような物品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができ。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のために必要な資材、備品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、備品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
(a) 物品税
(b) 通行税
(c) 揮発油税
(d) 電気ガス税

- 最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、備品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、備品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに關しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。
- 4 現地の労働に對する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保険のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に關する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に關する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第十五条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会が決定が最終のものとなつた場合には、次の手続が適用される。
(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に對し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならぬ。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受ける

けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わぬ。この条の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、こ

の免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

1 通常合衆国に居住する人(合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む)及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従ひ指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとす。かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の資格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終了したとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なつているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を享受される。

(a) 第五条に定める出入及び移動の権利。

(b) 第九条の規定による日本国への入国。

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条に定める関税その他の課税金の免除。

(d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利。

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条に定めるもの。

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利。

(g) 第二十一条に定める郵便施設の利用。

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外。

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならぬ。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産(家屋を除く)につい

ては、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有された財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に關して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。こ

これらの者が合衆国政府との契約の履行に關してのみ日本国にある期間、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯罪で日本国の法令によつて罰することが出来るものによつて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならぬ。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条
1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販賣所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができ、これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に關する限り、日

本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び役務の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならぬ。

4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条
日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条
1 この条の規定に従ふことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯罪で日本国の法令によつて罰することが出来るものによつて裁判権を有する。

て罰することが出来るものによつて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することが出来る罪で日本国の法令によつては罰することができないもの(合衆国の安全に關する罪を含む。)について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することが出来る罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの(日本国の安全に關する罪を含む。)について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に關する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為(サボタージュ)、謀報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに對する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍

属の家族の身体若しくは財産のみに對する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならぬ。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出(犯罪に關連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。)について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場

合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手段により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれていた条件に基づき費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることが出来る。

11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与え、この条約の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならぬ。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。

第十八条

1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

- (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
- (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに對して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的なものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従つて分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3 1及び2の規定の適用上、船舶については「当事国が所有する」といふときは、その当事国が裸用船舶、船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。

5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く）は、日本国が次の規定に従つて処理する。

- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することが出来るものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本国で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的なものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならぬ。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a) から (d) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した

4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

費用は、両当事国が次のとおり分担する。

(i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国が、その七十五パーセントを合衆国が分担する。

(ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合に、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。

(iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行なわなければならない。

(i) 合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本の国籍のみを有する被用者を除く)は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

(c) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運送又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く)に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情(損害を受けた者の行動を含む)を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしななければならない。かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許可されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。

8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許可されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に關しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有的財産(合衆国軍隊が使用している財産を除く)があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公

平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、備品、備品、役務及び労働の調達に關する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができ。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をい、合衆国についてはその軍隊をいふものと了解される。

12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみに適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定第十八条の規定によつて処理する。

第十九条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に關連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国

外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十条

1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができ。合衆国政府は、合衆国の規則が許可場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に關与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務を負うことはないことが合意される。

2

軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第二十一条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第二十二條

合衆国は、日本国に在留する資格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第二十三條

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのもの

の財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることに同意し、協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四條

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるに合衆国が負担することが同意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域の用に共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけるに提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが同意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが同意される。

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委

員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれ政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第二十六條

1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれ国内法上の手続に従つて承認されなければならないが、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。

3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため

予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十七條

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつても要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十八條

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハート

ダグラス・マックアーサー

二世

J・クレイム・パースンズ

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律

目次

第一章 総理府関係（第一条―第十一條）

第二章 法務省関係（第十二條―第十五條）

第三章 大蔵省関係（第十六條―第二十四條）

第四章 厚生省関係（第二十五條）

第五章 通商産業省関係（第二十六條―第二十九條）

第六章 運輸省関係（第三十條―第三十二條）

第七章 郵政省関係（第三十三條―第三十二條）

附則

第一章 総理府関係

第一条 調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号の次に次の一号を加える。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設

五四五

昭和三十三年五月二十日 衆議院會議録第三十三号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件外二件

五四六

及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」といふ。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関（以下「諸機関」といふ。）の需要する労働の調達

第三条第三号中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三号に基く行政協定（以下「行政協定」といふ。）を「合衆国軍協定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 合衆国軍協定第十八条第五項（a）の規定により同項の他の規定の適用を受けない請求のあつせん及びこれに関する紛争の処理

第四条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 諸機関との間に労働の提供に関する契約を締結すること。

第七条第十六号中「行政協定」を「合衆国軍協定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の二 合衆国軍協定第十八条第五項（a）の規定により同項の他の規定の適用を受けない請求のあつせん及びこれに関する紛争の処理に関すること。

第八条第三号を次のように改める。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるア

メリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の施行に関すること。

第九条第一号中「駐留軍等のため」を「駐留軍等及び諸機関のため」に改める。

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

第十二条第二項を次のように改める。

2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）第十二条第二項の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることが出来る。

第二条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下協定」といふ。）に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいふ。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいふ。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいふ。

4 この法律において「合衆国軍隊の構成員等」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族をいふ。

5 この法律において「契約者」とは、協定第十四条第一項に規定する人及び被用者をいふ。

6 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいふ。

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六号に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第四条 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和二十七年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

（以下「条約」といふ。）を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改め、「アメリカ合衆国軍隊」の下に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項（a）に規定する諸機関」を加える。

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基く日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律

第一条を次のように改める。

（漁船の操業の制限又は禁止）

第一条 内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することが出来る。

第六条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損

失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基き日本國內及びその附近に配備されたる」を「日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本國にある」に改めらる。

第七條 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」を「日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改める。

第八條 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う地方稅法の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」に改め、同条中「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」を「合

衆国軍協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」に改める。

第四条中「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」を「合衆国軍協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」に改める。

第九條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「日本」とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に關す

る法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」に改める。

第十條 国有提供施設等所在市町村
助成交付金に関する法律（昭和三十
二年法律第百四号）の一部を次
のように改正する。

本則第一項中「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う國有の財産の管理に關する法律」を「日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基く施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う國有の財産の管理に關する法律」に改める。

第十一條 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五

十八号)の一部を次のように改正する。

「掲げる者であつて、」の下に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍

隊若しくは」を加え、「駐留する」を「駐留していた」に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号か

ら第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「雇用する者」を「雇用していた者」に改め、同号

を同条第三号とし、同条第一号中「(昭和二十四年法律第二百二十九号)を削り、「雇用する者」を「雇用していた者」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号とし、て次の一号を加える。

一 アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

城並びに日本国における合衆
国軍隊の地位に関する協定第
十五条第一項(a)に規定する諸
機関に勞務を提供するため、
同協定第十二条第四項の規定
及び關連庁設置法(昭和二十
四年法律第百二十九号)第四

衆第十三号又は第十三号の二の規定により調達庁長官が締結した契約に基づき国が雇用する者

第六条中「第二条第一号から第三号まで及び第七号」を「第二条第

一、第四号及び第八号」に改める。

第十條第一項中「第二條第一号から第三号まで若しくは第七号」を「第二條第一号、第四号若しくは第八号」に改める。

第十四条中「現に第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者」を「第二条第二号に規定する

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国
 契約に基づき国が雇用する勞務者
 であつた者に改める。

第二章 法務省關係

との間の安全保障条約第三条に基
く行政協定に伴う民事特別法（昭
和二十七年法律第二百一十一号）の
一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關

特別法

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改める。

第三條中「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三條に基く行政協定」を「日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基く施設及び區域並びに日本國における合

衆國軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 第一条及び第二条の規定は、協定第十八条第五項(ロ)の規定により同項の他の規定の適用

第十三条 日本国とアメリカ合衆国

との間の安全保固条約第三條に基
く行政協定に伴う刑事特別法（昭
和二十七年法律第百三十八号）の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆國軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条 この法律において「協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいふ。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第二条、第三条第一項、第十一条第一項及び第十四条第一項中「行政協定」を「協定」に改める。

第十四条 国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭和二十九年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同法第一条又は第二条の規定による損害賠償の請求は、損害が生じた時から一年以内になければならない。

第十五条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政協定」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」を加える。

第三章 大蔵省関係

第十六条 駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律（昭和二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改め、「アメリカ合衆国軍隊」の下に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関」を加える。

第十七条 特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改め、「アメリカ合衆国軍隊」の下に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関」を加える。

第十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（以下「行政協定」という。）を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）」に改める。

第二条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「条約」という。）第一条に掲げる目的を遂行する」を「協定を実施する」に改める。

第四条中「行政協定」を「協定」に改める。

第七条中「条約第一条に掲げる目的を遂行するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要がある場合において、」を「第二条の規定により」に改める。

第十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基き日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

第三条第一項第三号中「合衆国軍隊の使用」を「協定第十四条第一項の指定を受け、かつ、協定第二条第一項の」に改め、同項第四号中「法人で」の下に「協定第十四条第一項の指定を受け、かつ、」を、「居住する者で」の下に「当該指定を受け、かつ、」を加える。

第二十条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における

合衆国軍隊の地位に関する協定
(以下「協定」という。に改める。

第二十一条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「契約者等」とは、協定第十四条第一項に規定する人(法人を除く。)及び同項に規定する被用者をいう。

5 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

第九条第一号中「部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帯品」を「部隊の携行品」に改め、同条第四号中「郵便物」を「公用郵便物」に改める。

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律

律(昭和二十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)に改める。

第二条を次のように改める。
(定義)
第二条 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の使用する施設及び区域」とは、協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)に改める。

第二条を次のように改める。
(定義)
第二条 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

3 この法律において「製造たばこ又は製造たばこ用巻紙」とは、たばこ専売法第一条第三項又は第四項に規定する製造たばこ又は製造たばこ用巻紙をいう。

3 この法律において「契約者等」とは、協定第十四条第一項に規定する人及び被用者をいう。

4 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。

5 この法律において「製造たばこ又は製造たばこ用巻紙」とは、たばこ専売法第一条第三項又は第四項に規定する製造たばこ又は製造たばこ用巻紙をいう。

6 この法律において「塩」とは、塩専売法第一条第一項に規定する塩をいう。

第三條第二項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」に改め、「適用し、同法第九条第四号の規定は、前項第四号の場合にのみ」を削る。

第二十三條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)」を、「塩

専売法(昭和二十四年法律第百十二号)及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)」に改める。

第三條中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第四條中「又はトランプ類税法」を「トランプ類税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」に改める。

第五條中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊

昭和三十五年五月二十日 衆議院會議録第三十三号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件外二件

五五〇

の地位に関する協定の実施に伴う
国税規則取締法等の臨時特例に關
する法律に改める。

第六条中「日本国とアメリカ合
衆国との間の安全保障条約第三
条に基づく行政協定の実施に伴うたば
こ専売法等の臨時特例に関する法
律」を「日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保障条約
第六条に基づく施設及び区域並び
に日本国における合衆国軍隊の地
位に関する協定の実施に伴うたば
こ専売法等の臨時特例に関する法
律」に改める。

第二十四条

日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三條に
基づく行政協定の実施に伴う關稅法
等の臨時特例に関する法律の一部
を改正する法律（昭和三十三年法
律第六十八号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第三項中「改正後の日本国
とアメリカ合衆国との間の安全保
障条約第三條に基づく行政協定の実
施に伴う關稅法等の臨時特例に關
する法律」を「日本国とアメリカ合
衆国との間の相互協力及び安全保
障条約第六條に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍
隊の地位に関する協定の実施に伴
う關稅法等の臨時特例に関する法
律」に改める。

第四章 厚生省關係

第二十五条 水道法（昭和三十三年
法律第七十七号）の一部を次の
ように改正する。

附則第十條中「日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障条約第
三條に基づく行政協定」を「日本国
とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約第六條に基づ
く施設及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に関する協
定」に改める。

第五章 通商産業省關係

第二十六条 輸出検査法（昭和三十
二年法律第九十七号）の一部を次
のよう改正する。

第四十六条第一号中「日本国と
アメリカ合衆国との間の安全保障
条約第三條に基づく行政協定」を「日
本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に
基づく施設及び区域並びに日本国
における合衆国軍隊の地位に關す
る協定」に改める。

第六章 運輸省關係

第二十七条 日本国との平和条約の
効力発生並びに日本国とアメリカ
合衆国との間の安全保障条約第三
條に基づく行政協定及び日本国にお
ける國際連合の軍隊の地位に關す
る協定の実施に伴う道路運送法等
の特例に関する法律（昭和二十七
年法律第二百三十三号）の一部を次
のよう改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保
障条約第六條に基づく施設
及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に關
する協定及び日本国におけ

る國際連合の軍隊の地位に
關する協定の実施に伴う道
路運送法等の特例に關する
法律

第一條第一項中「日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障条約
第一條の規定」を「日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約」に改め、同條第二
項中「第九十七條の二」を「第九
十七條の三」に改める。

第二十八條 日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三條に
基づく行政協定及び日本国におけ
る國際連合の軍隊の地位に關する協
定の実施に伴う水先法の特例に關
する法律（昭和二十七年法律第百
二十四号）の一部を次のよう改正
する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保
障条約第六條に基づく施設
及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に關
する協定及び日本国におけ
る國際連合の軍隊の地位に
關する協定の実施に伴う水
先法の特例に関する法律
本則中「日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三條に
基づく行政協定」を「日本国とアメ
リカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六條に基づく施設
及び区域並びに日本国における合
衆国軍隊の地位に関する協定」に
改める。

第二十九条

日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三條に
基づく行政協定及び日本国におけ
る國際連合の軍隊の地位に關する
協定の実施に伴う航空法の特例に
關する法律（昭和二十七年法律第
二百三十二号）の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保
障条約第六條に基づく施設
及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に關
する協定及び日本国におけ
る國際連合の軍隊の地位に
關する協定の実施に伴う航
空法の特例に関する法律

本則第一項中「日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障条約第
三條に基づく行政協定（以下単に「行
政協定」という。）を「日本国と
アメリカ合衆国との間の相互協力
及び安全保障条約第六條に基づく
施設及び区域並びに日本国におけ
る合衆国軍隊の地位に關する協定
（以下「合衆国軍隊協定」という。）に
改め、本則第二項中「行政協定」を
「合衆国軍隊協定」に改める。

第七章 郵政省關係

第三十條 日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三條に基
づく行政協定等の実施に伴う公衆電
氣通信法等の特例に関する法律
（昭和二十七年法律第七十七号）の
一部を次のよう改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保
障条約第六條に基づく施設
及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に關
する協定等の実施に伴う公
衆電氣通信法等の特例に關
する法律

第一條及び第三條中「日本国と
アメリカ合衆国との間の安全保障
条約第一條の目的を遂行するた
め」を「日本国とアメリカ合衆国
との間の相互協力及び安全保障条
約に基づき日本国にあるに、日本
国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三條に基づく行政協
定」を「日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保障条約
第六條に基づく施設及び区域並び
に日本国における合衆国軍隊の地
位に關する協定」に改める。

第四條第一項中「日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障条約
第三條に基づく行政協定」を「日本
国とアメリカ合衆国との間の相互
協力及び安全保障条約第六條に基
づく施設及び区域並びに日本国に
おける合衆国軍隊の地位に關する
協定」に改める。

第三十一條 日本国とアメリカ合衆
国との間の安全保障条約第三條に
基づく行政協定の実施に伴う電波法
の特例に関する法律（昭和二十七
年法律第八十八号）の一部を次の
よう改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するためアメリカ合衆国がその軍隊の用に供する」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊がその用に供する」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

第三十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（第一条関係の経過規定）

第二条 この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第二条第二号に規定する合衆国軍隊、同条第六号に規定する契約者又は同条第七号に規定する軍人用販売機関等若しくは合衆国軍隊の構成員等が、同法第三条の表の上欄に規定する償却資産の所有、電気及びガスの使用又は動産の所有、使用若しくは移転（以下「償却資産の所有等」という。）をした場合において、この法律の施行前に同欄に規定する証明を受けなかつたときは、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第三条の規定の適用について

は、同法第二条第二項に規定する合衆国軍隊、同条第五項に規定する契約者、同条第六項に規定する軍人用販売機関等又は同条第四項に規定する合衆国軍隊の構成員等において当該償却資産の所有等をするものとみなす。

（第三条関係の経過規定）

第三条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に關し、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の規定によつてされた処分又は手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に關し、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の規定によつてされた処分又は手続とみなす。

（第四条関係の経過規定）

第四条 この法律の施行の際、現に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する者が国が雇用するものは、別段の措置がされない限り、日本国とアメリカ合衆国との間の

相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊のために勤務に服する者として、同一の勤務条件をもつて、引き続き国に雇用されるものとす。

（第五条関係の経過規定）

第五条 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の水面の使用に關し、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に關する法律第一条の規定によつてされた漁船の操業の制限若しくは禁止又はこれらにより生じた損失の補償に關する手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍の水面の使用に關し、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に關する法律第一条の規定によつてされた漁船の操業の制限若しくは禁止又はこれらにより生じた損失の補償に關する手続とみなす。

（第六条関係の経過規定）

第六条 この法律による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律（以下「新特別損失

補償法」という。）の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国軍隊のこの法律の施行前の行為は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の行為とみなす。

2 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国及びその附近に配備されたアメリカ合衆国軍隊の行為によりこゝつた損失に關し、この法律による改正前の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律の規定によつてされた損失補償の申請又は異議の申立の手続は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の行為によりこゝつた損失に關し、新特別損失補償法の規定によつてされた損失補償の申請又は異議の申立の手続とみなす。

（第九条関係の経過規定）

第七条 この法律による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第二条第三項第六号の規定は、この法律の施行の日から起算する年度翌年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用し、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以前の国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

(第十条関係の経過規定)

第八条 この法律による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律本則第一項の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以後の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用し、この法律の施行の日の属する年度分以前の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、なお従前の例による。

(第十二条及び第十四条関係の経過規定)

第九条 この法律の施行前に生じた損害については、なお従前の例による。

(第十三条関係の経過規定)

第十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定第十七条第十二項の規定により日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定が適用されるべき事件については、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法第十条から第十九条までの規定を適用しない。この場合において、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法第十条から第十九条まで並びに日本国とア

リカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百六十四号)附則第二項及び第三項の規定の定めるところによる。

2 この法律の施行前に合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊によつてされた抑留又は拘禁についての刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用に關しては、なお従前の例による。

(第十六条関係の経過規定)

第十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊のためにこの法律の施行前に勤務に服した者に対してこの法律の施行後において支払うべき給料その他の給与の支払に係る委託については、なお従前の例による。

(第十九条関係の経過規定)

第十二条 この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(以下「旧所得税法等特例法」といふ。)第三条第一項第三号に規定する個人契約者若しくは同項第四号に規定する被用者又は同項に規定する法人契約者が、この法律の施行前に旧所得税法等特例法第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条第二号若しくは第三号に規定する行為をした場合において、この法律の施行前にこれらの規定に規定する証明を受けなかつたときは、この法律による改正後の日本国とアメリカ

合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(以下「新所得税法等特例法」といふ。)第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条第二号若しくは第三号の規定の適用については、これらの行為を同法第三条第一項第三号に規定する個人契約者若しくは同項第四号に規定する被用者又は同項に規定する法人契約者の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品(物品税法(昭和十五年法律第四十号)第一条第一項に規定する物品をいう。以下この条において同じ。)又は揮発油(揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油をいう。以下この条において同じ。)で、次項に規定するもの以外のものについては、これを新所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品又は揮発油とみなして、同法第十一条(当該物品又は揮発油のうち、この法律の施行前に旧所得税法等特例法第九条第二項又は第十条第二項に規定する証明がされなかつたものについては、新所得税法等特例法第九条第二項又は第十条第二項及び第十一条の規定を適用する。

3 旧所得税法等特例法第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用を受けた物品又は揮発油で、この法律の施行前に、これらの規定に規定する用途以外の用途に供するために、旧所得税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡又は譲受けをされたものについては、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(以下「旧関税法等特例法」といふ。)第六条の規定の適用を受けた物品で、第三項に規定するもの以外のものについては、これをこの法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(以下「新関税法等特例法」といふ。)第六条の規定の適用を受けた物品とみなして、同法第十三条から第十三条まで及び附則第三項(当該物品のうち、旧関税法等特例法第六条第三号に掲げるもので、この法律の施行前に旧関税法等特例法第八条に規定する証明がされなかつたものについては、新関税法等特例法第八条、第十條から第十三条まで及び附則第三項)の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける物品について、この法律の施行前に旧関税法等特例法の規定に基づいて

された処分又は手続は、新関税法等特例法の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

3 旧関税法等特例法第六条の規定の適用を受けた物品(当該物品を使用して製造された物品及びその副産物を含む。)で、この法律の施行前に旧関税法等特例法第十一条第一項に規定する譲渡若しくは同法第十二条第一項に規定する譲受け又は同法附則第三項に規定する譲受けをされたものについては、なお従前の例による。

(第二十四条関係の経過規定)

第十四条 この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定に基づいてされた処分又は手続は、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

(罰則の適用に關する経過規定)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第十二条第三項又は附則第十三条第三項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結に伴い、関係法令を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。日米安全保障条約等特別委員長小澤佐重喜君。(拍手)

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小澤佐重喜君登壇〕

○小澤佐重喜君 ただいま議題となっております。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、日米安全保障条約等特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本条約及び協定の重要な点を要約いたしますれば、本条約は、現行安全保障条約により築かれた日米安全保障体制を堅持しつつ、現状に即するよう合理的な改正を加えるものでありまして、その要点をいたしましては、まず第一に、この安全保障条約と国際連合との関係を明確にいたしましたこと、第二には、米国のわが国に対する防衛援助義務を明確に規定いたしましたこと、第三に、条約の実施全般を日米間の協議の基礎の上に置き、特に米軍の配置及び装備の重要な変更、並びに戦闘作戦行動のための施設及び区域の使用については、別に交換公文をもって事前の協議の主題といたしましたこと、第四に、従来の日米間に存在した安全保障体制を全面的に置き換へたこと、第五に、現行条約には明確な有効期間の定めがなかったのに対し、新条約において、締結国の自主性と両国間の安全保障関係の安定性をあわせ勘案して、十年の後には、いずれの締結国も一年の予告をもってこれを廃棄し得ることとなったこと、第六に、内乱条項を削除したこと等であります。

条約により築かれた日米安全保障体制を堅持しつつ、現状に即するよう合理的な改正を加えるものでありまして、その要点をいたしましては、まず第一に、この安全保障条約と国際連合との関係を明確にいたしましたこと、第二には、米国のわが国に対する防衛援助義務を明確に規定いたしましたこと、第三に、条約の実施全般を日米間の協議の基礎の上に置き、特に米軍の配置及び装備の重要な変更、並びに戦闘作戦行動のための施設及び区域の使用については、別に交換公文をもって事前の協議の主題といたしましたこと、第四に、従来の日米間に存在した安全保障体制を全面的に置き換へたこと、第五に、現行条約には明確な有効期間の定めがなかったのに対し、新条約において、締結国の自主性と両国間の安全保障関係の安定性をあわせ勘案して、十年の後には、いずれの締結国も一年の予告をもってこれを廃棄し得ることとなったこと、第六に、内乱条項を削除したこと等であります。

なお、本条約には、さらに、朝鮮動乱に対する国際連合の措置に関するもの、及び相互防衛援助協定に関するものの二つの交換公文が付属しております。

次に、現行行政協定にかわる新協定は、従来の運送の経験とNATO協定等の先例を参考として改善を加えたものでありまして、その主要改正点をあげますれば、第一に、行政協定においては、従来、米軍は、施設内のみならず、施設外においても一定の権利を持つておりましたが、今回、施設外においては、両政府間の協議により、原則として日本政府が関係法令の範囲内で必要な措置をとるよう改めたこと、第二に、米国の軍人、軍属、家族の出入国については、日本政府が米軍人、軍属の送り出しを要請し、または旧軍人、旧軍属、家族に退去命令を出したときは、アメリカ側はこれらの者を日本から送り出すことにつき新たに責任を負うこととなったこと、第三に、関税及び税関検査に關して、軍人であつても、部隊として行動してない場合は、税関検査の対象となることとしたこと、第四に、米軍のための労働に關しては、雇用はすべて日本政府を通ずる間接雇用を原則とするにとともに、保安解雇の問題についても妥当な解決の方法を講じたこと、第五に、民事請求権に關する規定につき、国有財産に対する物的損害に關する請求権の相互放棄は、自衛隊用の財産に対するものに限り、その他の政府財産の場合には補償を受けることとし、また、損害請求の原因となつた行為が公務執行中であつたか否かの判定は、日本国民から選定される仲裁人が行なうことに改めたこと、最後に、いわゆる防衛分担金条項は新協定から削除し、わ

が国の予算上の負担をなくしたことであります。

第三の案件であります法律案は、本条約及び協定の締結に伴う関係法令三十二件の整理を行なうものでありまして、大部分は、条約・協定の名称変更等の形式的改正でありまして、実質的に改正せられたものは、新協定に述べました通りの諸点であります。

本条約及び協定は、二月五日国会に提出され、九日本院において藤山外務大臣から趣旨説明が行なわれ、十一日本院において本特別委員会設置が議決され、直ちに本委員会に付託されました。本委員会は、十九日、藤山外務大臣から右二件の提案理由の説明を聴取し、質疑が開始されました。また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に關する法律案は、二月十九日国会に提出され、直ちに本特別委員会に付託され、三月十一日藤山外務大臣から提案理由の説明を聞き、以後は、本法律案を加えて、三案件を一括して質疑が続けられました。

その間、内閣の条約締結権及び国会の条約審議権等の問題について、参考人を招致してその意見を聴取し、また、二日間にわたり公聴会を開き、さらに委員十名ずつを大阪、仙台、福岡に派遣し、広く学界、言論界、財界等の諸氏の意見を聴取する等、国会史上空前にして、あるいは絶後ともなるような慎重審議が繰り返されたのであります。(拍手)すなわち、委員会を開くこと三十九回、質疑委員は与野党を合わせて三十八名、社会党委員の定員十三名に對して十八名、民主社会党定員四名に對して八名に達しました。質疑時間、公述人、参考人等の意見陳述を含めまして、実に合計百五十三時間以上でございます。(拍手)

これらの審議の詳細につきましては、すべて委員会議録に載ることといひます。かくて、五月十九日、権限委員から質疑打ち切りの動議が提出せられ、採決の結果、右動議は可決せられました。(拍手)討論の通告がないので、さらに三案件につきおのおの採決の結果、本条約及び協定は承認すべきものと、また、本法律案は可決すべきものと議決した次第であります。

以上、簡単にござりますが、御報告申し上げます。

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がありません。

これより採決に入ります。まず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承

昭和二十五年五月二十日 衆議院會議第三十三号 朗読を省略した議長の報告

認を求めるの件、右両件を一括して採決いたします。

両件は委員長の報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立総員。

(拍手) によって、両件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立総員。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午前零時十九分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 井野 碩哉君
外務大臣 藤山愛一郎君
運輸大臣 楠橋 渡君
国務大臣 赤城 宗徳君
出席政府委員
内閣官房長官 椎名悦三郎君

朗読を省略した議長の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、去る十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
行政管理庁設置法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律
引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

〔通知書受領〕

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政書士法の一部を改正する法律

一般会計の歳出の財源に充てるため

の国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律

商工会の組織等に関する法律

刑法の一部を改正する法律

〔議決通知〕

一、去る十三日、本院は中央更生保護審査会委員に大塚今比古君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔政府委員承認〕

一、去る十八日、清瀬議長は、岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
通商産業省重 佐橋 滋
工業局長心得

〔政府委員発令通知受領〕

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十六日(運輸省船舶局長)水品政

雄の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十八日議長において承認した佐橋滋を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

〔政府委員自然消滅〕

一、通商産業省重工業局長小出榮一は去る五月十三日付で転職したので、その政府委員は自然消滅になった。

〔議席変更〕

一、去る十七日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

二 清瀬 一郎君

三 中村 高一君

四七 石川原第一区選出議員

四四六 福島県第一区選出議員

〔常任委員辞任〕

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 増田甲子七君

文教委員 加藤 謙造君

鈴木 一君

商工委員 加藤 謙造君

加藤 謙造君

運輸委員 浅沼稻次郎君

建設委員 浅沼稻次郎君

林 唯義君

松澤 雄蔵君

児玉 末男君

山本 猛夫君

愛知 探一君

決算委員

一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

生田 宏一君

青木 正君

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

生田 宏一君

始関 伊平君

飛鳥田一雄君

中原 健次君

池田 清志君

津島 文治君

石川 次夫君

山中日露史君

地方行政委員

加藤 精三君

中島 茂喜君

池田 清志君

保科善四郎君

大蔵委員

池田 清志君

中島 茂喜君

運輸委員

児玉 末男君

建設委員

山中日露史君

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

生田 宏一君

柳田 秀一君

鈴木 善幸君 大原 亨君

地方行政委員

金子 岩三君

高田 富興君

天野 光晴君

床次 徳二君

法務委員

井伊 誠一君

文教委員

金丸 徳重君

實川 清之君

山下 春江君

農林水産委員

金丸 信君

商工委員

加藤 謙造君

今村 等君

運輸委員

建設委員

大久保武雄君

橋本 正之君

廣瀬 正雄君

浅沼稻次郎君

今村 等君

金丸 信君

田邊 國男君

加藤 謙造君

予算委員

山口六郎次君

中島 茂喜君

懲罰委員

天野 光晴君 服部 安司君
高田 富與君 山本 猛夫君

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

久保田 豊君 岡本 隆一君

社会労働委員

小林 進君 木下 哲君

商工委員

加藤 鎌造君 今村 等君

建設委員

足立 篤郎君 高見 三郎君
西村 直己君 廣瀬 正雄君
八木 一郎君 岡本 隆一君

予算委員

久野 忠治君 金丸 徳重君
久保田 豊君 加藤 鎌造君

一、昨十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員

安倍晋太郎君 天野 光晴君
椎熊 三郎君 服部 安司君
毛利 松平君

(常任委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

文教委員 愛知 揆一君

加藤 鎌造君 鈴木 一君

商工委員

鈴木 一君 加藤 鎌造君
運輸委員 兒玉 末男君
建設委員 八木 一郎君 高見 三郎君
浅沼稻次郎君

一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

演田 幸雄君 青木 正君
始関 伊平君 生田 宏一君

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

予算委員

林 唯義君 増田甲子七君

決算委員

加藤 高藏君 池田 清志君
演野 清吾君 津島 文治君
兒玉 末男君 足鹿 覺君
山中日露史君 石川 次夫君
小金 義照君 生田 宏一君
保科善四郎君 始関 伊平君
柳田 秀一君 飛鳥田一雄君
中原 健次君

地方行政委員

二階堂 進君 保科善四郎君
池田 清志君 鈴木 善幸君
中島 茂喜君 加藤 精三君
津島 文治君 古川 丈吉君
大蔵委員 小島 義照君 中島 茂喜君
社会労働委員 池田 清志君

運輸委員

飛鳥田一雄君 兒玉 末男君
建設委員 中原 健次君 山中日露史君
一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

鈴木 善幸君 田中綱之進君
八木 一男君 大原 亨君
生田 宏一君 柳田 秀一君
飛鳥田一雄君

地方行政委員

床次 徳二君 生田 宏一君
天野 光晴君 山口六郎次君
高田 富與君 鈴木 善幸君
金子 岩三君 中島 茂喜君

法務委員 飛鳥田一雄君 井伊 誠一君
文教委員 實川 清之君 山下 榮二君
金丸 徳重君 鈴木 一君

社会労働委員 田口長治郎君 山下 春江君
農林水産委員 大久保武雄君 金丸 信君
商工委員 今村 等君 鈴木 一君
加藤 鎌造君 山下 榮二君
運輸委員 浅沼稻次郎君
建設委員 金丸 信君 田邊 國男君
足立 篤郎君 西村 直己君

運輸委員

飛鳥田一雄君 兒玉 末男君
建設委員 中原 健次君 山中日露史君
一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

鈴木 善幸君 田中綱之進君
八木 一男君 大原 亨君
生田 宏一君 柳田 秀一君
飛鳥田一雄君

地方行政委員

床次 徳二君 生田 宏一君
天野 光晴君 山口六郎次君
高田 富與君 鈴木 善幸君
金子 岩三君 中島 茂喜君

法務委員

飛鳥田一雄君 井伊 誠一君
文教委員 實川 清之君 山下 榮二君
金丸 徳重君 鈴木 一君

社会労働委員

田口長治郎君 山下 春江君
農林水産委員 大久保武雄君 金丸 信君
商工委員 今村 等君 鈴木 一君
加藤 鎌造君 山下 榮二君
運輸委員 浅沼稻次郎君
建設委員 金丸 信君 田邊 國男君
足立 篤郎君 西村 直己君

懲罰委員

小川 平二君 綱領 彌三君
兒玉 末男君 金丸 徳重君
加藤 鎌造君 廣瀬 正雄君
大久保武雄君 山本 猛夫君
川崎末五郎君 實川 清之君
今村 等君

予算委員

中島 茂喜君 山口六郎次君

懲罰委員

高田 富與君 山本 猛夫君
天野 光晴君 服部 安司君

一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

岡本 隆一君 久保田 豊君
兒玉 末男君 受田 新吉君
小林 進君 木下 哲君

商工委員

今村 等君 加藤 鎌造君

建設委員

橋本 正之君 松澤 雄蔵君
服部 安司君 久野 忠治君
林 唯義君 久保田 豊君
金丸 徳重君 加藤 鎌造君
廣瀬 正雄君 兒玉 末男君
岡本 隆一君 今村 等君
予算委員 山本 猛夫君
一、昨十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員

田邊 國男君 橋本 正之君

進藤 一馬君 高石幸三郎君

池田 清志君

(特別委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 東海林 慈君 小松信太郎君
角屋堅次郎君
一、去る十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 坊 秀男君
一、去る十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

日米安全保障条約等特別委員 帆足 計君 横山 利秋君
受田 新吉君
一、去る十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 志賀健次郎君 内海 清君
日米安全保障条約等特別委員 中井徳次郎君
一、昨十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

(特別委員補欠選任)
一、去る十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

日米安全保障条約等特別委員 田中綱之進君 森島 守人君
八木 一男君 門司 亮君
勝岡田清一君

昭和三十三年五月二十日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

五五五

昭和三十五年五月二十日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

五五六

国土総合開発特別委員

角屋堅次郎君 内海 清君

東海林 稔君

一、去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

小山 長規君

一、去る十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

日米安全保障条約等特別委員

田中織之進君 成田 知巳君

門司 亮君

一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

瀬戸山三男君 小松信太郎君

日米安全保障条約等特別委員

八木 一男君

一、昨十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

日米安全保障条約等特別委員

勝岡田清一君 滝井 義高君

井手 以誠君 受田 新吉君

田中織之進君

(議案提出)

一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案

一、去る十四日議員から提出した議案は次の通りである。

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出)

街燈整備促進法案(川村義義君外十六名提出)

同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出)

一、去る十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

一、去る十八日議員から提出した議案は次の通りである。

有明海開発促進法案(井手以誠君外二十四名提出)

一、昨十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案

(議案付託)

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案(内閣提出第一三八号)

建設委員会 付託

原子力損害の賠償に關する法律案

(内閣提出第一三三三号)

一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

科学技術振興対策特別委員会 付託

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に關する法律案(石橋政嗣君外八名提出、衆法第三九号)

内閣委員会 付託

港灣労働者の雇用安定に關する法律案(五島虎雄君外十名提出、衆法第三七号)

労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、衆法第三八号)

以上二件 社会労働委員会 付託

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出、衆法第四〇号)

建設委員会 付託

一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出、衆法第四二二号)

内閣委員会 付託

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三九号)

国土総合開発特別委員会 付託

港灣労働者の雇用安定に關する法律案(五島虎雄君外十名提出、衆法第三七号)

労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出、衆法第三八号)

以上二件 社会労働委員会 付託

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出、衆法第四〇号)

建設委員会 付託

一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出、衆法第四二二号)

内閣委員会 付託

一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三九号)

国土総合開発特別委員会 付託

一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案(内閣提出第一四〇号)

建設委員会 付託

有明海開発促進法案(井手以誠君外二十四名提出、衆法第四三三三号)

衆法第四三三三号)

国土総合開発特別委員会 付託

一、去る十三日、第三十一回国会、第三十二回国会及び第三十三回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。

臨海地域開発促進法案

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

港灣労働者の雇用安定に關する法律案(五島虎雄君外十名提出)

労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出)

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に關する法律案(石橋政嗣君外八名提出)

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出)

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有明海開発促進法案(井手以誠君外二十四名提出)

(議案通知)

一、去る十三日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

臨海地域開発促進法案

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

港灣労働者の雇用安定に關する法律案(五島虎雄君外十名提出)

労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ君外二名提出)

連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に關する法律案(石橋政嗣君外八名提出)

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

同和对策審議会設置法案(中井一夫君外百十一名提出)

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

有明海開発促進法案(井手以誠君外二十四名提出)

(議案通知)

一、去る十三日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、次の内閣提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政書士法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に關する法律案

商工会の組織等に關する法律案

刑法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る十四日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
部落問題審議会設置法案(八木一男君外二十四名提出、第三十三回国会衆法第一八号)

衆議院會議録第三十号中正誤

ページ

行 誤

正

五七三

一〇案提理由

提案理由

昭和二十五年五月二十日 衆議院會議録第三十三号

朗読を省略した議長の報告

昭和三十一年五月二十日 衆議院會議録第三十三号

五五八

昭和三十一年三月三十一日第三種郵便物認可

定價

一部

十五円

(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三一一(電報掛)